

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられている免税制度が 27 年 3 月末で廃止される状況にある。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

名寄市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場経営維持に免税制度は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

宛